

◆ 自然災害に便乗した悪質商法にご注意ください！

熊本地震で被災された皆さまへ心よりお見舞い申し上げます。

こうした自然災害が起きると、災害に便乗した**点検商法**や、**かたり商法**などの悪質な勧誘トラブルに関する相談が消費者センターに多く寄せられる傾向があります。その手口は様々であり、被災地だけでなく周辺の地域でも発生します。独立行政法人国民生活センターでも注意喚起していますので、そちらをご覧ください。

【国民生活センターホームページ】

自然災害に便乗した悪質商法にご注意ください

[http://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/data/s\\_saigai.html](http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/s_saigai.html)

悪質事業者は様々な手口を用いて、消費者に接触してきます。不審な電話や被害にあったときには、消費者ホットライン「188（いやや!）」もしくは警察相談専用電話「#9110」へご相談ください。

新聞購読契約に関する相談は  
年間通じて多く  
寄せられています！

◆ 悪質な訪問販売にはご注意ください！

「今まで購読していた新聞の勧誘員から『テレビを提供するので、改めて5年間の契約をしてほしい』と言われた。今後息子と同居するかもしれないので、5年間も取れないと言うと『その時解約すればいいから、もらえる物はもらっておいた方がいい』と言われたので契約。その後、息子との同居が決まったので、解約を申し出るとテレビの代金（43,000円）を請求された」という相談が町会役員を通じて寄せられました。  
(契約者：89歳女性)

この相談の場合、新聞販売店には高齢者に対し長期契約させることや、新聞購読に伴う景品として上限額を超えた高額な景品を提供することは景品表示法および公正競争規約に違反している場合もあることなどを申し出て、解約を求めて話し合うよう助言しました。

困った時は、一人で悩まず、大阪市消費者センターまでご相談ください。

◆ 大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

【消費生活相談専用電話】

**6614-0999**

大阪市内にお住まいの方に限ります。  
(毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く)

5月は**消費者月間**です！

【統一テーマ】

「みんなの強みを活かせ  
～安全・安心な社会に一億総活躍～」

大阪府消費生活センター  
メインキャラクター エルちゃん

